

川南町粗大ごみ戸別収集事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、坂の上不燃物等中継施設へ粗大ごみを排出（以下次条において「排出」という。）することが困難な世帯に対し生活環境に支障が生じないよう支援するため、粗大ごみの戸別の収集（以下「戸別収集」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 戸別収集の対象者は、町内に住所を有し、かつ、自ら排出すること、及び親族、近隣住民等の協力を得て排出することが困難な者で、世帯員全員が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第4条に規定する申請時に65歳以上である者
- (2) 介護保険制度の要支援又は要介護の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳を有している者
- (4) 療育手帳を有している者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳を有している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要であると認めた者

(搬出場所)

第3条 戸別収集の搬出場所は、対象者の住居の玄関前とする。ただし、玄関前に搬出することが困難な場合は、速やかに搬出できる状態にあるときに限り、当該住居内とする。

(申請)

第4条 戸別収集を希望する者（以下「申請者」という。）は、川南町粗大ごみ戸別収集申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、川南町粗大ごみ戸別収集決定・却下通知書（様式第2号）により、遅滞なく申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により戸別収集の決定をした場合は、申請者と協議の上、戸別収集を行う日時を指定することができる。

(手数料)

第6条 前条第1項の規定により戸別収集の決定を受けた者は、使用料及び手数料条例（昭和26年

川南町条例第24号) 別表第15及び別表第16に規定する粗大ごみ処理手数料及び粗大ごみ収集手数料相当分の粗大ごみ処理券を、当該粗大ごみに貼り付けなければならない。

(辞退)

第7条 戸別収集の必要がなくなったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項に規定する届出を受けたときは、戸別収集を行わない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(川南町粗大ごみ収集実施要綱の廃止)

2 川南町粗大ごみ収集実施要綱(平成19年川南町告示第118号)は、廃止する。

川南町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

川南町粗大ごみ戸別収集申請書

川南町粗大ごみ戸別収集事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|--|--------|-------------|
| フリガナ | 性 別 | 生 年 月 日 |
| 世帯主氏名 | 男 ・ 女 | 年 月 日 (歳) |
| 電話番号 | 保有する車両 | |
| 携帯番号 | | |
| 申請の理由 | | |
| 世帯の状況（区分は、項目番号を記入してください（第2条関係）。） | | |
| 世帯主（区分： ） | | |
| 氏名_____（ 歳）（続柄： ）（区分： ） | | |
| 氏名_____（ 歳）（続柄： ）（区分： ） | | |
| 氏名_____（ 歳）（続柄： ）（区分： ） | | |
| 氏名_____（ 歳）（続柄： ）（区分： ） | | |
| 区分 | | |
| 1 65歳以上の者 2 要介護等認定者 3 身体障害者手帳保有者 | | |
| 4 療育手帳保有者 5 精神障害者保健福祉手帳保有者 | | |
| 特記事項 | 担 当 者 | |
| | 確 認 | |
| | (課) | |

私は、この申請に係る事務を行うため、町長が町の保有する私及び私の世帯全員に関する個人情報を利用することに同意します。

年 月 日

世帯主氏名 _____ 印

